

平成30年6月15日 **住宅宿泊事業法** 施行

高山市民泊ガイド



※高山市で民泊事業を営む場合の遵守事項をご案内しています。
岐阜県の「住宅宿泊事業の手引き」と併せて必ずお読みください。

目次

1.はじめに	1
2.高山市の方針	1
3.民泊とは	1
4.住宅宿泊事業法(民泊新法)によって変わったこと	1
5.違法な民泊の予防・発見	2
6.おもてなしの心	2
7.相談窓口	2
8.事前相談	3
9.近隣住民などへの事前周知	3
10.ごみの処理	3
11.外国人対応への助成	4
12.関係団体への加入	4
13.地域活動への参画	4
14.宿泊者数調査への協力	4
事業所ごみの出し方について	5

高山市

1.はじめに

住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行により、どなたでも届出をすることにより民泊の営業ができるようになりました。民泊ができることにより観光客を受け入れる宿泊施設が多様化し、国内外から様々な観光客が訪れるようになることが予想されます。これまで培ってきた飛騨高山のブランド力や旅行者の安全性、市民生活への支障がないよう、法の趣旨に従い適切に運営される必要があります。

2.高山市の方針

高山市では、これまで市民・事業者・行政等が協力し、飛騨高山の魅力・価値を高めるための様々な活動を行うことで飛騨高山ブランドを守ってきたため、違法な宿泊施設に対しては、岐阜県と共同して適正化に向けた指導を行うなど飛騨高山ブランドの維持向上を図るとともに、国内外から訪れる観光客に良質な民泊が提供されるよう努めます。

3.民泊とは

民泊とは、「民家に泊まること」を指しますが、旅行者などに、住宅の一部や空き家・空室を有償で貸し出すビジネスが、一般的に「民泊」と呼ばれています。

国では、急増する訪日外国人観光客のニーズや、大都市圏での宿泊施設不足に対応するため、一般の住宅を有償で宿泊施設として提供することに関する新しい法律「住宅宿泊事業法（民泊新法）」を制定しました。（平成30年6月15日施行）

民宿とは、旅館業法の許可を得た簡易宿所営業の事を言うため、民泊とは異なります。



4.住宅宿泊事業法（民泊新法）によって変わったこと

これまで宿泊業を営むためには、施設の規模や、形態に関わらず旅館業法の許可が必要でしたが、新しい制度では県（保健所）に届出をすることで、どなたでも民泊の営業がで



きるようになりました。しかし、民泊新法によって民泊ができるのは、現在使用されている住宅（マンションなどを含む）に限られており、居住要件を満たさない物件で宿泊業を営むためには、旅館業法の許可が必要となるため、下記のような物件では注意が必要です。

物件	居住要件
長期間利用していない空き家	・入居者の募集が行われていること、または将来的に居住する予定があること
別荘、別宅	・少なくとも年1回以上は使用していること
マンションなどの空き室	・入居者の募集が行われていること

民泊は旅館業法で規定するホテル・旅館とは異なり「住宅」として扱われるため、今までホテル・旅館が営業できなかった住居専用地域でも営業ができるようになりました。そのため、住民の生活環境が悪化することのないよう、年間 180 日の営業日数の上限が設けられているほか、宿泊客の衛生や安全の確保、外国語での施設案内、騒音の防止、宿泊者の本人確認、地域住民などからの苦情への対応など、様々なルールが定められています。

また、届出をした住宅には、玄関や門などに届出番号や連絡先などが確認できる標識を掲示する必要があります。(県のホームページでは届出した民泊の情報が公表されます。)

なお、市では必要に応じ、実態に即した年間営業日数の上限や実施区域の制限などの規制の強化について、県と協議します。



5.違法な民泊の予防・発見

全国で民泊に関するトラブルが発生しています。「ホテルのように毎日シーツを洗濯し、清掃に余念がないマンションの住人がいる」、「明らかに観光客風の外国人が、民家に入っていく」などといった場合は民泊であることが考えられ、玄関や門に届出番号などの表示がない場合は、違法な民泊である可能性があります。市では、民泊によるトラブルを未然に防ぐとともに、市民の皆さんの暮らしの安心・安全が守られるよう、違法な民泊に関する情報提供を呼びかけています。



6.おもてなしの心

観光客にとって、宿泊先の対応ひとつで旅行先の印象は大きく変わってきます。一部の民泊で起きたトラブルが、宿泊業界、また市全体のイメージダウンに繋がります。

長く先人から受け継がれてきた飛騨高山ブランドを守り次世代に継承していくため、市では、関係団体と連携し「おもてなしの心」をもって観光客を迎えるとともに、来て良かった、再び訪れたいと感じてもらえるよう、努めていることから、新たに民泊を営む事業者の皆さんも、「おもてなしの心」で対応してください。

7.相談窓口

民泊に関することについて、通報・苦情・相談・問い合わせなどを受け付ける相談窓口を設置しています。民泊に関する疑問・不安などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

岐阜県 飛騨保健所 生活衛生課 (月曜日～金曜日 時間 8:30～17:15)

電話番号: 0577-33-1111 (代表) (内線 321)

FAX 番号: 0577-34-8327

高山市 商工観光部 観光課 (月曜日～金曜日 時間 8:30～17:15)

電話番号: 0577-35-3145 (直通)

FAX 番号: 0577-35-3167 E-mail: kankou@city.takayama.lg.jp

8. 事前相談

民泊の監督権者は岐阜県（知事）です。まずは飛騨保健所で事前相談を受けてください。営業開始までに必要な手続きについては、民泊を営もうとする住宅の規模や場所、運営方法などによって異なります。詳しくは次の連絡先までお問い合わせください。

【消防に関することについて】

高山市消防本部 予防課 予防係

電話番号：0577-32-3027（直通）

FAX 番号：0577-35-3599

※消防設備の設置や立入検査が必要です。



【住宅の改修・模様替えについて】

高山市 都市政策部 建築住宅課 開発指導係

電話番号：0577-35-3159（直通）

FAX 番号：0577-35-3168

【税金に関することについて】

高山市 財務部 税務課 市民税係

電話番号：0577-35-3626（直通）

FAX 番号：0577-35-3163

※民泊の営業により収入を得た場合は、少額であっても税の申告を行う必要があります。



9. 近隣住民などへの事前周知

知らないうちに近所に民泊ができ、不特定多数の方が出入りする、というのは近隣住民にとって、とても不安に感じトラブルの原因になります。民泊を営もうとする住宅の近隣住民、事業者などに対して、事前周知（住民説明会の開催、文書の配布、町内会・管理組合への説明など）を行うとともに町内会など地域活動に協力するなど、理解と信頼を得られるよう努めてください。



10. ごみの処理

民泊にともなって発生するごみは、事業活動によって発生した事業系の一般廃棄物となります。このため、民泊事業者の責任で適正に処理されること（自己処理責任）が義務付けられます。ごみの処理は高山市の分別方法に従って分別し、処理施設へ直接搬入するか、収集運搬許可業者を利用してください。



ごみの出し方については、5ページの「事業所ごみの出し方について」をご覧ください。

11.外国人対応への助成



外国語表記のパンフレットや案内板作成に要する費用（翻訳料、印刷費）について、高山市の助成制度「高山市おもてなし国際化促進事業補助金」をご利用いただける場合がありますので、詳しくは高山市海外戦略課にお問い合わせください。

（電話番号:0577-35-3346（直通））

12.関係団体への加入

高山市内の観光関係団体は、加盟事業者が連携して全国、海外に向け誘客宣伝活動を行い、情報共有の場を設けることで地域経済の活性化や、観光客の満足度向上に向けて取り組んでいます。高山市産業振興基本条例に基づき、商店街組合、商工会議所、商工会、観光協会、旅館業組合などの関係団体（裏表紙を参照）へ加入し、産業振興のための施策または事業に率先して参画及び協力してください。

13.地域活動への参画

高山市では、概ね小学校区を単位とした市内20地区で「まちづくり協議会」が組織され、皆さんが抱える身近な課題を解決するために地区内の各種団体や個人、事業者、行政が一緒になって考え、役割を分担し、



ともに手を携えて取り組む「協働のまちづくり」を進めています。中でも町内会は、まちづくり協議会の基盤組織としてより良いまちづくりのために自主的に運営している団体で、災害などいざという時には一番頼りになる団体です。安心・安全な住みよいまちづくりは、日ごろから地域活動に参画し、地域の絆を深めることが大切なことから、町内会に加入し、積極的に地域活動に協力してください。町内会に関することについては、高山市協働推進課にお問い合わせください。

（電話番号:0577-35-3412（直通））

14.宿泊者数調査への協力

高山市では、毎年1年間の施設毎の宿泊者数などを基に、市全体の宿泊者数を推計し観光統計としてまとめて公表しています。12月に調査を実施していますので、宿泊者の実績を報告してください。過去の統計情報については、高山市のホームページにて公表していますのでご覧ください。

【参考：高山市観光統計】

<http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000062/1004915/1006941/index.html>

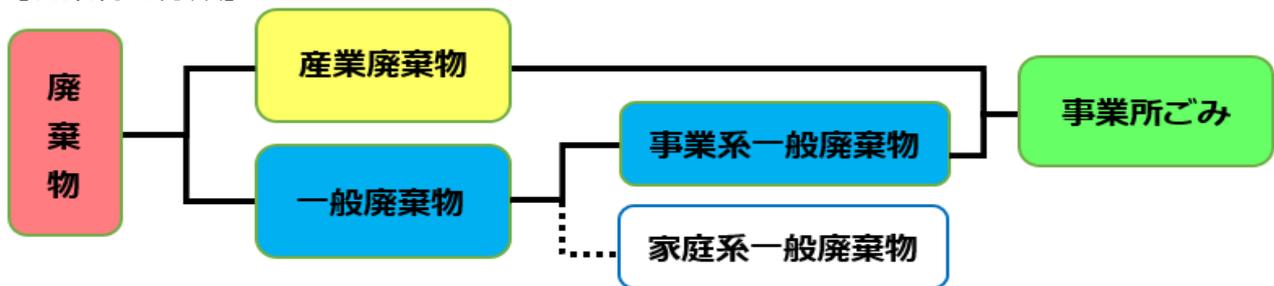


事業所ごみの出し方について

事業所ごみとは

- ・法人、個人事業主、営利団体、非営利団体など、業種にかかわらず事業活動により排出されるごみは全て事業所ごみです。
- ・事業所ごみを市の施設で処理する場合は全て**有料**となります。
- ・事業所ごみは、「事業系一般廃棄物」、「産業廃棄物」に区分されます。それぞれ処理方法が異なりますので、下記を参照の上、適切な処理を行ってください。

【廃棄物の分類】



【廃棄物の分類】

種別	種類	具体例	
事業系一般廃棄物	紙くず	書類、伝票類、おむつ、ちり紙 等	
	木、枝、草	剪定した枝木、落ち葉、雑草 等	
	繊維くず	衣服類、布団、座布団 等	
	生ごみ	食品の残り、調理くず 等	
	プラスチック製容器包装	飲食等により排出されたプラマークのついたもの	
	紙製容器包装	飲食等により排出された紙マークのついたもの	
	缶、ビン、ペットボトル	飲食等により排出されたもの	
産業廃棄物	業種により一般廃棄物の区分がわかるもの	紙くず	建設業、印刷物加工業等から排出されたもの
		木、枝、草	建設業、木製品製造業等から排出されたもの
		繊維くず	建設業、繊維工場等から排出されたもの
		動植物性残渣	食品製造業等から排出された生ごみ
	業種にかかわらず産業廃棄物となるもの	廃プラスチック類	ポリ袋、ポリ容器、梱包材、発泡スチロール、緩衝材、塩ビ管、農業用マルチ 等
		金属くず	アルミサッシ、鉄くず、一斗缶 等
		ガラスくず、陶磁器くず	ガラス類、蛍光管、陶磁器類 等

※一般廃棄物と産業廃棄物の混合物で分別が困難なものは、原則、産業廃棄物となります。

1. 事業系一般廃棄物の出し方

※分別方法は一般家庭用「高山市のごみの分け方・出し方」に準じます。

①一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約

- ・高山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者と契約する方法です。
- ・収集日、排出方法、処分費用等は許可業者と協議してください。
(地域ごとに許可業者は異なります。)

②市の施設へ直接持ち込む

- ・事業者が直接ごみを搬入する方法です。

搬入場所	資源リサイクルセンター 高山市三福寺町 1800 番地 電話 (0577-35-1244) 久々野クリーンセンター 久々野町久々野 3033 番地 3 電話 (0577-52-2378)
受付日時	資源リサイクルセンター 月曜日～土曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日含む、年末年始除く)
	久々野クリーンセンター 月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日含む、年末年始除く)
処理料金	一般廃棄物 10kg までごとに 70 円+消費税

久々野クリーンセンターでは、資源ごみの受付をしていません。また、市内 50ヶ所にある資源ごみ拠点集積所は家庭ごみ専用ですので、事業所ごみの持込はできません。

③ごみステーションを利用する

- ・発生する 1 日のごみの量が 1 袋 (10kg 換算) 以下の小規模事業所が対象です。
1 日 1 袋を越えるごみが発生する場合は、ごみステーションは利用できません。なお、ごみステーションは各地区の町内会が管理しています。利用にあたっては事前に町内会へご相談ください。
- ・規定の袋 (透明袋で、縦 80 cm×横 65 cm の容量 45 l 以下。可燃ごみ・資源ごみの袋は厚み 0.03mm 以上、不燃ごみ・小型家電の袋は厚み 0.05mm 以上) を使用し、**全ての袋に有料のごみ処理券 (ピンク色のシール) を貼付してください。(各家庭に配布している無料ごみ処理券を利用することはできません)**
- ・分別ルールを遵守し、収集当日の朝 8 時 30 分までにごみステーションに出してください。特に店舗兼住宅の方は、家庭生活から発生するごみと、事業活動から発生するごみとを、**袋を分けて**、しっかりと分別してから出してください。

※有料ごみ処理券 (可燃ごみは長方形、不燃ごみは六角形、資源ごみは三角形) については、市内の「ごみ処理券取扱所」でお買い求めください。

2. 産業廃棄物の出し方

- ・産業廃棄物は原則、民間処理施設へ自己搬入されるか、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

※産業廃棄物は有料ごみ処理券の対象外ですので、**少量でもごみステーションに出すことはできません。**民間施設で処分不可など、やむを得ない理由がある場合は資源リサイクルセンターまでご相談ください。(電話番号:0577-35-1244)

3. 受付・処理できないもの

- ・次のものは市の施設では受付できませんので、専門の業者や民間処理施設に依頼してください。

資源化できるもの・・・古紙、古布、金属くず、発砲スチロール 等
危険物等・・・プロパンガスボンベ、バッテリー、灯油類、消火器 等
大型器具機材・・・自動車、オートバイ、タイヤ、農機具、ボイラー 等
特定家電等・・・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機 等

観光協会

- (一社)飛騨・高山観光コンベンション協会
電話番号： 0577-36-1011
- 飛騨乗鞍観光協会
電話番号： 0577-78-2345
- (一社)ひだ清見観光協会
電話番号： 0577-68-2338
- 荘川観光協会
電話番号： 05769-2-2272
- 飛騨一之宮観光協会
電話番号： 0577-53-2149
- ひだ桃源郷くぐりの観光協会
電話番号： 0577-52-2270
- 飛騨あさひ観光協会
電話番号： 0577-55-3777
- 飛騨高根観光協会
電話番号： 0577-59-2211
- こくふ観光協会
電話番号： 0577-72-3111
- (一社)奥飛騨温泉郷観光協会
電話番号： 0678-89-2614

各種関係団体

- 高山市商店街振興組合連合会
電話番号： 0577-32-2550
- 高山商工会議所
電話番号： 0577-32-0380
- 高山北商工会(丹生川、国府、上宝・奥飛騨温泉郷)
電話番号： 0577-72-4130
- 高山西商工会 (一之宮、清見、荘川)
電話番号： 0577-53-3112
- 高山南商工会 (久々野、朝日、高根)
電話番号： 0577-52-3460

旅館業組合

- 飛騨高山旅館ホテル協同組合
電話番号： 0577-57-9800
- 飛騨高山民宿協同組合
電話番号： 0577-33-8501

高山市民泊ガイド

高山市商工観光部観光課
高山市花岡町 2 丁目 18 番地
電話番号 0577-35-3145 (直通)
FAX 番号 0577-35-3167
E-mail : kankou@city.takayama.lg.jp